

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

別表第九十二項事務の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改め、「もの」の下に「（マンションの再生等の事業に係るものについては、法第二条第一項第六号のマンション建替事業、同項第十八号のマンション敷地売却事業又は同項第二十八号の敷地分割事業に係るものに限る。）」を加え、同欄1中「第四百四条第一項」を「第六十三條の五十八第一項」に改め、同欄2中「第一百四十四條第二項」を「第八十八條第二項」に改め、同欄4中「第四百四条第三項」を「第八十八條第三項」に、「第一百四十四條第三項」を「第六十三條の五十八條第三項」に改め、同欄8中「第二百二十條第一項」を「第五十一條第一項」に改め、同欄15中「第五十一條第六項及び第五十二條」を「及び第五十一條第六項」に改め、同欄16中「第二百二十三條第一項」を「第二百二十條第一項」に改め、同欄28を削り、同欄29中「第九十九條第一項及び第一百一十一條第一項」を「第九十四條第一項及び第九十六條第一項」に改め、同欄中29を28とし、同欄30中「第九十四條第一項」を「第九十八條第一項」に改め、同欄中30を29とし、31から33までを30から32までとし、その次に次のように加える。

33 法第六十三條の五十八第二項の規定による指示

別表第九十二項事務の欄44中「及び第五項から第九項まで」を「、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。